

議案第 5 号

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第8条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u> (6)～(10) 省略 4～5 省略	(職員) 第8条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)～(10) 省略 4～5 省略

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法第百四条第七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて同号に規定する課程を修了した者

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は同法第百四条第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学、農学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（職員） 第十条（略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 一 四 （略） 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 六 九 （略） 4・5 （略）		（職員） 第十条（略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 一 四 （略） 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 六 九 （略） 4・5 （略）	

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

参
考

(抜
粋)

○厚生労働省令第十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成三十年二月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

第一条（栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。